

新	旧
<p>P2 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。(相対取引) お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局</p> <p>Newedge Group (UK) 銀行業：英国金融サービス機構</p> <p>FXCMジャパン 証券株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁</p> <p>OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁</p> <p>G. K. Goh Financial Services (S) Pte Ltd 証券業：シンガポール通貨庁</p> <p><u>GFT Global Markets Asia Pte Ltd. 証券業：シンガポール通貨庁</u></p>	<p>P2 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。(相対取引) お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局</p> <p>Newedge Group (UK) 銀行業：英国金融サービス機構</p> <p>FXCMジャパン 証券株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁</p> <p>OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁</p> <p>G. K. Goh Financial Services (S) Pte Ltd 証券業：シンガポール通貨庁</p>
<p>P16 17. 益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益)は、<u>2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</u></p> <p>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。金融商品取引業者は、</p>	<p>P16 17. 益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益)は「<u>雑所得</u>」として総合課税の対象となりますので、<u>雑所得が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を越えた場合には、(例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方など、通常は確定申告の必要がない方であっても)確定申告する必要があります。</u>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。金融商品取引業者は、お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益</p>

新	旧
<p>お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。 ※詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。</p> <p>P21 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為</p> <p>u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭金融先物取引を含みます。v. おいて同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（<u>個人が顧客である場合は、想定元本の4%。以下同じ</u>）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること</p> <p>平成21年7月1日 制定 平成21年9月1日 改訂 平成21年9月14日 改訂 平成21年9月29日 改訂 平成21年10月29日 改訂 平成21年11月27日 改訂</p>	<p>金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。 ※詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。</p> <p>P21 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為</p> <p>u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭金融先物取引を含みます。v. おいて同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（<u>平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ</u>）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること</p> <p>平成21年7月1日 制定 平成21年9月1日 改訂 平成21年9月14日 改訂 平成21年9月29日 改訂 平成21年10月29日 改訂 平成21年11月27日 改訂</p>

新	旧
平成21年12月7日 改訂	平成21年12月7日 改訂
平成21年12月18日 改訂	平成21年12月18日 改訂
平成21年12月30日 改訂	平成21年12月30日 改訂
平成22年1月25日 改訂	平成22年1月25日 改訂
平成22年4月1日 改訂	平成22年4月1日 改訂
平成22年5月22日 改訂	平成22年5月22日 改訂
平成22年7月17日改訂	平成22年7月17日改訂
平成22年11月27日改訂	平成22年11月27日改訂
平成22年12月25日改訂	平成22年12月25日改訂
平成23年3月19日改訂	平成23年3月19日改訂
平成23年5月14日改訂	平成23年5月14日改訂
平成23年7月30日改訂	平成23年7月30日改訂
<u>平成23年12月24日改訂</u>	